

(第4号様式)

令和8年 月 日

【団体等 名】

【代表者氏名】様

京都市長 松井 孝治
〔文化市民局〕
文化芸術都市推進室文化芸術企画課

令和8年度「生活文化振興事業」審査結果について

令和8年 月 日に応募いただいた標記の事業について、下記のとおりお知らせします。

記

1 結果について

厳正なる審査を行った結果、貴団体等を採択団体等として選定する。

2 イベント実施内容の調整について

採択団体等がイベントを開催するに当たり、以下の内容を調整する必要があるため、京都市から採択団体等の担当者に別途連絡する。

【主に、開催日時・会場・参加料・当日の安全管理体制（スタッフ配置）】

3 イベント実施までに必要な手続等について

(1) 共催申請

イベント実施内容の調整後、京都市役所庁舎の使用に際し、「共催申請書」（第6号様式）を提出すること。

※共催申請の受付から決定通知までの標準処理期間は2週間が目安

(2) イベント保険の加入等

イベントの実施に当たり、必ずイベント保険に加入すること。また、庁舎の使用に当たって、イベント開催後は原状回復の必要があるため、施設賠償責任保険の加入を推奨する。

(裏面あり)

(3) 飲食物を取り扱う場合

必要に応じて、採択団体等が保健所への手続を行うこと。ただし、火気は厳禁とする（電気ポット、IH クッキングヒーター、ホットプレート等の火炎を発生させない電気式加熱機器は使用可）。

(4) 参加者募集ツールとして「京都いつでもコール」を利用する場合

イベント実施内容の調整時に、「京都いつでもコール」の利用可否を判断する。ただし、利用する場合は、イベント募集開始日の1か月前までに「イベント受付業務依頼書」（指定様式のため、別途送付する）及び「想定問答集」（任意様式）をデータで京都市に提出すること。

また、いつでもコールで取りまとめた応募情報については、京都市からの個人情報の提供に該当するため、当該情報の目的外利用及び第三者提供を禁止するとともに、本事業の終了後も同様とする。

4 採択内容の変更について

採択された内容（応募書類の記載）に変更がある場合は、必ず京都市に相談のうえ、「採択内容変更申請書」（第7号様式）を提出すること。

なお、採択内容の変更に当たっては、京都市の許可が必要となる。

5 広報物へのクレジットについて

採択団体等は、イベント実施に当たりチラシ等の広報物を作成する場合、以下のクレジットを必ず記載すること。

- 主催：申請者
- 共催：京都市
- 「令和8年度生活文化振興事業採択事業」の表記

6 事業報告について

採択団体等は、イベント終了後1か月以内に次の書類を提出すること。

ア 事業報告書（第9号様式）

イ 収支決算書（第10号様式）

ウ イベントのチラシ等の広報物、記録写真等イベント当日の状況が分かる資料

7 その他

採択団体等は、施設管理の観点から、イベントの実施に当たり、必ず京都市の指示に従うこと。また、災害の発生等やむを得ない事情により、京都市からイベント実施時期の変更をお願いする場合がある。

なお、やむを得ず事業を中止する場合でも、イベント実施のためにかかった経費の補償はしない。